

平成27年度の組織改正について

平成27年度の組織改正については、引き続き、簡素で効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、施策評価の結果を踏まえた推進体制の強化や、新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

1 基本方針

- (1) 施策の迅速、効率的な推進体制の整備
- (2) 新たな行政課題への的確な対応
- (3) 時宜に応じた体制の整備

2 組織改正の主なポイント

(1) 市制100周年記念事業の本格実施に係る体制整備（企画財政局）

平成28年に市制100周年を迎えるにあたり、今後その準備事務がさらに本格化していくことから、100年会議等の運営、各種啓発・広報事務、民間への周知協力依頼など、全体の企画調整や進捗管理を行う体制として、市制100周年記念企画調整担当（課）を新たに設置するとともに、記念式典やプレ記念事業等の実施及び検討、市民団体や企業による記念事業に係る総合調整など、事業の実施に関する事務を行う体制として、市制100周年記念事業担当（課）を新たに設置する。

(2) 政策部・行財政改革部の業務の再編に伴う名称変更（企画財政局）

施策評価の導入に伴い、行財政改革の更なる推進に向けて、新規・拡充事業や改革改善に係る業務について、今後はひとつの部署で一体的に調整し評価することが効果的かつ効率的であることから、これらに係る業務を再編し、行財政改革部を行財政推進部へ、行財政改革課を行財政推進課へそれぞれ名称変更する。

(3) マイナンバー制度及び情報公開制度等の推進に係る体制整備（総務局）

平成28年1月から運用開始となるマイナンバー制度関連事務について、本市が独自に利用する範囲など、制度全体に係る本市での運用方法の検討を行うとともに、同制度に関連した個人情報保護審査を行う必要があるほか、特定個人情報保護評価計画管理書作成に係る相談・調整業務等を行う必要があるため、情報化推進担当部に情報活用・公開担当（課）を新たに設置する。

(4) 職員の育成・指導等の充実に係る体制整備（総務局）

政策形成能力などの育成及び強化、また、勤務成績不良の職員に対する指導強化など、本市職員の更なる資質向上に係る取組みについて、今後重点的かつ効果的に行う体制として、人事管理部に人材育成担当（課）を新たに設置する。

(5) 公共施設の活用等に係る体制整備（資産統括局）

尼崎東高校及び大庄西中学校の跡地活用、また、適正規模・適正配置計画により廃止を予定している学校の跡地活用について、それぞれの関係事務が今後本格化していくことから、各事業の円滑な推進を担う体制として、資産経営部に大規模市有地活用担当（課）を新たに設置する。

(6) 公営事業所の警備業務の移管に伴う名称変更（資産統括局）

警備業務については、開催運営と密接に関連するものであることから、当該業務を開催運営課に集約することに伴い、施設警備課を施設管理課へ名称変更する。

(7) 各総合センターへの指定管理者制度の導入に係る体制整備（市民協働局）

平成27年度から各総合センターに指定管理者制度を導入することに伴い、総合センター担当を廃止するほか、関連業務を人権課に移管する。

あわせて、人権担当部長を廃止し、協働・男女参画課、市民活動推進担当（課）及び人権課を所掌する協働人権担当部長を新たに設置する。

(8) マイナンバーカードの普及促進等に係る体制整備（市民協働局）

平成27年10月からマイナンバーカードの交付通知を開始するほか、平成28年1月からのマイナンバーカードの交付に向けた準備業務、また、住民票の写し等のコンビニ交付や自動交付機の導入に係る事務について、確実かつ遅滞なく行うために体制を強化することにあわせて、システム担当（課）をマイナンバーカード普及担当（課）へ名称変更する。

(9) （仮称）保健福祉センターに関する機能等の企画・調整に係る体制整備（健康福祉局）

保健と福祉の総合窓口として設置を検討している（仮称）保健福祉センターについて、その機能や実施体制、具体的な担当業務等を総合的な視点で企画・検討するとともに、関係部署との調整等をより円滑に進めていく体制として、保健福祉推進担当部長を新たに設置する。

(10) 尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準の策定終了に伴う課の廃止（健康福祉局）

尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準の策定終了に伴い、障害者自立支援制度担当（課）を廃止する。

(11) 地域包括支援センターに対する支援機能の強化に係る体制整備（健康福祉局）

市内12か所の地域包括支援センターに係る各種調整等のほか、指導・助言など、人材育成等の支援の強化を図る役割を果たす基幹型地域包括支援センターを本市に設置するため、その業務を担う体制として、福祉部に包括支援担当（課）を新たに設置する。

(12) 生活保護関連事務の強化に係る体制整備（健康福祉局）

生活保護制度の適正実施と生活保護受給者の自立支援に努める中で、生活保護関連事務の強化に係る体制として、福祉事務所に保護第3担当（課）を新たに設置する。

(13) 生活困窮者自立支援制度の施行に係る体制整備（健康福祉局）

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が実施されることに伴い、福祉事務所の生活困窮者自立支援制度準備担当（課）を生活困窮者自立支援担当（課）へ名称変更するとともに体制の強化を図る。

(14) 子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う体制整備（こども青少年局）

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行されることに伴い、準備体制として設置してきた子ども・子育て支援制度準備室を廃止するとともに、関連する事務の整理にあわせて、保育施策の企画調整等を行う体制として、保育担当部の認可担当（課）を保育施策推進担当（課）へ、また、子ども・子育て支援新制度に係る施設への入所に伴う相談・受付等を行う体制として、入所担当（課）をこども入所支援担当（課）へそれぞれ名称変更する。

また、こども青少年局内における子ども・子育て支援新制度の総括的な役割を担うとともに、子ども施策の着実な推進に向けて具体的な整理を行っていく役割として、計画調整課をこども政策課へ名称変更する。

(15) 老朽危険空き家対策等の建築物に係る安全対策に伴う体制整備（都市整備局）

違反建築物の指導等、建築物の安全・安心に係る体制を強化するほか、近年課題となっている老朽危険空き家への対策を進めるため、条例を制定し、より積極的に取り組んでいくための体制として、都市計画部に建築安全担当（課）を新たに設置する。

(16) 土木部の公園関係業務、河港関係業務等の再編に伴う名称変更（都市整備局）

公園関係業務、河港関係業務、尼崎21世紀の森関係業務を再編し、河港・21世紀の森推進課を河港課へ、公園課を公園維持課へ、公園計画推進担当（課）を公園計画・21世紀の森担当（課）へそれぞれ名称変更する。

(17) 高校教育担当（課）の廃止（教育委員会事務局）

兵庫県の高等学校の通学区域が平成27年度に変更されるなど、高等学校を取り巻く課題について、その取組みが一定進捗したことから、学校教育部の高校教育担当（課）を廃止し、学校教育課へ事務を移管する。

(18) 生徒指導業務、特別支援関係業務の強化に係る体制整備（教育委員会事務局）

児童等の問題行動や不登校、いじめ問題に対する取組を強化する必要があること、また、特別に支援を必要とする児童・生徒が増加しているなどの課題に対して、より専門性を高めつつ迅速に対応していくため、現行の生徒指導・特別支援担当と教育総合センターの業務を再編し、新たに学校教育部に生徒指導担当（課）及び教育相談・特別支援担当（課）を設置する。

以上